

保護者 様

沼津市教育委員会

夏季休業中のPCR検査等受診報告について（お願い）

皆様におかれましては、日頃より新型コロナウイルスの感染症拡大防止に関し、本市の対策に御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、お子様や同居の御家族等がPCR検査等を実施する場合には、学校（園）への御連絡をお願いしているところですが、夏季休業中についても、下記のとおりといたします。御協力いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

記

1 連絡先等について

(1) 平日 8:00～16:30 学校・園

- ① 園児・児童・生徒本人や同居の家族等が濃厚接触者と特定された場合
- ② 園児・児童・生徒本人や同居の家族等がPCR検査等を実施する場合
- ③ 園児・児童・生徒本人や同居の家族等のPCR検査等の結果が判明した場合

(2) 平日の16:30以降、土・日・祝日、及び学校閉庁日（8月10日（火）～13日（金））

(1)③の「陽性」と判明した場合のみ

- ① 沼津市教育委員会 学校教育課
TEL：055-934-4809 ※①につながらない場合は②へ
- ② 沼津市役所 守衛室
TEL：055-931-2500
※学校教育課に連絡したい旨を伝えてください。

(1)①、②の報告及び③の陰性報告について
翌朝（判明が土・日・祝日の場合は月曜日等）学校に連絡する。

(3) 学校教育課に連絡があった場合は、学校教育課から該当校長へ報告します。

2 その他 確認事項

出席停止の措置とするものについて、以下の内容を確認してください。

次のような場合は、学校（園）に連絡してください。なお、医師による出席停止書類の提出の必要はありません。

(1) 本人又は同居の家族※1に発熱等のかぜ症状がある場合

※1 同居の家族の場合は、感染蔓延地域※2に居住又は訪問し、発熱等のかぜ症状がある人が対象となります。

※2 現在、静岡県は感染蔓延地域となります。そのほかの感染蔓延地域とは、静岡県ホームページ内「新型コロナウイルス警戒レベル」にて、「回避」「慎重に行動」「特に慎重に行動」と記載のある都道府県等です。なお、そちらに訪問した後に症状が出た場合は対象となります。

(2) (1)の症状が治っても、登校について医師の許可が出ない場合

（医療機関にかからない場合は、主要症状が消滅した後、24時間以上経過していなければ登校できません）

(3) 本人が感染者との接触の可能性があると保健所等から判断された場合

（濃厚接触者と特定されないことが明確になるまでの期間）

(4) 同居の家族が濃厚接触者に特定された場合（陰性が確認されるまでの期間）

(5) 本人が濃厚接触者に特定された場合・・・保健所で指示された期間

(6) 本人が新型コロナウイルス感染症にかかった場合・・・保健所で指示された期間